

環境省が 処理代行

がれき特例法案
閣議決定

政府は8日、「東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案」を閣議決定し、

国会に提出した。環境省が市町村に代行して処理できる特例を規定している。

処理費用のうち、市町村が自ら処理した場合は国が市町村に交付していた補助金に相当する部分を国の負担とし、それ以外は市町村の負担として

いる。また市町村の負担分については必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとしている。

自民、公明など野党4党はすでに、処理費用の全額を国が補助するとして議員立法を共同提出しており、今後の修正協議の行方が注目される。



被災地では依然、街中に多くのがれきが残されている